

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

新	旧
第4章 輸出通関関係	第4章 輸出通関関係
第1節 輸出申告	第1節 輸出申告
(輸出申告事項の登録)	(輸出申告事項の登録)
1 - 1 輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節及び次節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して輸出申告(第8節に規定するWCO税関データ・モデルに基づく輸出申告を除く。この節、次節及び第6節において同じ。)を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力させ、輸出申告事項の登録を行わせるものとする。	1 - 1 輸出申告を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節及び次節において「通関業者等」という。)が海上システムを使用して輸出申告を行う場合は、当該申告に先立ち申告者名、数量、価格等の必要事項を海上システムに入力させ、輸出申告事項の登録を行わせるものとする。
第5節 積戻し申告	第5節 積戻し申告
5 - 1 海上システムを使用して積戻し申告を行う場合においては、この章第1節から第3節まで及び第8節(輸出申告・輸出許可後の訂正・コンテナ扱い申出・WCO税関データ・モデルに基づく輸出申告等)の規定を準用する。	5 - 1 海上システムを使用して積戻し申告を行う場合においては、この章第1節から第3節まで(輸出申告・輸出許可後の訂正・コンテナ扱い申出)の規定を準用する。
第8節 WCO税関データ・モデルに基づく輸出申告等	
(WCO税関データ・モデルに基づく輸出申告等)	
8 - 1 <u>WCO税関データ・モデルに基づく輸出申告、輸出申告内容の訂正、輸出許可内容の訂正、予備申告及び予備申告内容の訂正(以下この節において「WCO輸出申告等」という。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下この節において「通関業者等」という。)が海上システムを利用してWCO輸出申告等(カナダを仕向地とする貨物に係るものに限る。)を行う場合は、海上システムに登録されている輸出貨物情報又は輸出申告情報を利用すること等によりWCO輸出申告等における申告者名、数量、価格等の必要事項並びに次に定める処理区分コード及び申告条件コードを入力し、送信することにより行わせるものとする。</u>	
ただし、通関業者がWCO輸出申告等を行う場合には、あらかじめ通関士が画面又は入力控により申告内容を審査した上で、当該通関士の利用者コード及	

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）】

新	旧
<p><u>びパスワードを入力してWCO輸出申告等を行わせなければならないので、留意する。</u></p> <p><u>（WCO輸出申告等の処理区分コード及び申告条件コード）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>輸出申告を行う場合</u> <u>処理区分コード「9」、申告条件コード「D」</u> ・<u>輸出申告内容又は輸出許可内容の訂正を行う場合</u> <u>処理区分コード「5」、申告条件コード「D」</u> ・<u>予備申告（本申告手動起動）を行う場合</u> <u>処理区分コード「9」、申告条件コード「T」</u> ・<u>予備申告後の輸出申告を行う場合</u> <u>処理区分コード「9」、申告条件コード「H」</u> ・<u>予備申告内容の訂正を行う場合</u> <u>処理区分コード「5」、申告条件コード「T」</u> <p><u>（WCO税関データ・モデルに基づく輸出申告に係るその他の業務処理）</u></p> <p><u>8 - 2 前記8 - 1（WCO税関データ・モデルに基づく輸出申告等）に規定するWCO輸出申告等に係る業務処理等については、同項の規定のほか、この章第1節1 - 3（審査区分選定）から1 - 7（輸出許可の通知）までの規定、第2節（輸出許可後の訂正）、第5節（積戻し申告）及び第6節（予備審査制による申告）（6 - 1（予備申告事項の登録）を除く。）の規定に準じて行わせ、又は行うものとする。</u></p>	